

令和4年度亀山市職員募集要領

1. 採用職種、採用予定人数および応募資格

採用職種	採用予定人数	応募資格
事務職（一般）	3人程度	平成3年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、令和4年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人
事務職（司書）	若干人	平成3年4月2日以降の生まれで、司書の資格を有する人、または令和4年3月までに資格を取得見込みの人
技術職（土木）	若干人	平成3年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、令和4年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人で、土木技術の専門課程・科目を履修している人
技術職（建築）	若干人	平成3年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、令和4年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人で、建築技術の専門課程・科目を履修している人
保育士・幼稚園教諭	3人程度	平成3年4月2日以降の生まれで、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する人または令和4年3月までに資格及び免許を取得見込みの人
給食調理員	4人程度	昭和37年4月2日以降の生まれで、調理師の免許を有する人 調理経験が5年以上ある人
消防職	3人程度	平成3年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、令和4年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人
医療職（看護師）	医療センターホームページをご確認ください。	

※応募資格の共通事項として、通勤可能な人であること

※次に該当する人は応募することができません。

- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
- 永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人
- 消防職は、日本国籍を有しない人

※外国籍職員の任用に関する基準は、8.を参照してください。

2. 試験の日時、場所など

第1次試験

●事務職（一般・司書）、保育士・幼稚園教諭、給食調理員、消防職

とき 9月19日(日) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 筆記試験（適性検査、小論文）

※給食調理員は、労務適性検査と作文

●技術職（土木・建築）

とき 9月19日(日) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 筆記試験（適性検査、専門試験、小論文）

第2次試験

●事務職（一般）、技術職（土木・建築）、消防職

とき 10月23日(土) 午前9時～

ところ 市役所

亀山西小学校（体力測定）

試験科目 プレゼンテーション、個別面接、体力測定

※体力測定は消防職のみ実施

●事務職（司書）、保育士・幼稚園教諭、給食調理員

とき 10月24日(日) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 プレゼンテーション、個別面接、実技試験

※実技試験は保育士・幼稚園教諭のみ実施

※給食調理員は個別面接のみ実施

3. 市職員採用試験申込書等の提出・問合せ先

総務課人事給与グループ（市役所2階）

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

TEL0595-84-5031、FAX0595-82-9955

4. 提出書類

- 市職員採用試験申込書（市の指定するもの）
 - 履歴書・身上書（市の指定するもの）
 - 最終学校の卒業（見込）証明書（卒業証書の写しでも可）
（専門学校は最終学歴に含まない。）
 - 応募資格に資格要件がある職種は、免許証または資格を有することを証明する書類の写し（取得見込みの場合は除く）
- ※市職員採用試験申込書と履歴書・身上書は、市役所本庁舎および関支所の受付にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- ※提出された書類は、採用試験でのみ使用します。また、書類の返却はしません。

5. 受付期間 8月2日(月)～31日(火)

- ※午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- ※郵送による申し込みは、書留郵便に限ります。（8月31日(火)必着）
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による提出にご協力をお願いします。

6. 採用予定日 令和4年4月1日

- ※卒業見込者を除いては、令和4年3月31日以前を採用日とすることもあります。
- ※合格者は、「採用候補者名簿」に成績順に登載し、その中から採用者を決定します。

7. 給与等

給食調理員の給与は、亀山市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例および亀山市単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の定めるところにより支給します。

上記以外の職種の給与は、亀山市職員給与条例の定めるところにより支給します。

8. 外国籍職員の任用に関する基準について

公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とすることから、外国籍の職員が就けない職務があります。詳しくは、総務課人事給与グループへお問い合わせください。